

新市建設計画

玉穂町・田富町・豊富村合併協議会

目次

第1章 序章	1
1. 合併の必要性.....	1
2. 計画策定の方針.....	2
第2章 新市の概要	3
1. 位置と地勢.....	3
2. 人口と世帯.....	3
第3章 主要指標の見通し	5
1. 人口.....	5
2. 世帯.....	5
3. 就業人口.....	5
第4章 新市建設の基本方針	7
1. まちづくりの基本理念と将来像.....	7
第5章 新市の施策	8
1. 施策の体系.....	8
2. 施策の方向と主な事業.....	9
第6章 新市における山梨県事業の推進	24
1. 山梨県の役割.....	24
2. 新市における山梨県事業.....	24
第7章 公共施設の統合整備	26
第8章 財政計画	27
1. 歳入.....	27
2. 歳出.....	29

第1章 序 章

はじめに

甲府盆地の南部に位置する玉穂町、田富町及び豊富村は、古くから交流の盛んな地域です。

道路整備や区画整理などの良好な住宅地の整備により、都市化が進む一方、里山や多くの河川などの豊かな自然環境も持ち合わせた、恵まれた地域であります。

また、交通手段や情報通信手段の発達により、生活圏は町村の区域を越えて拡大し、広域的なまちづくりが進められている中、3町村の住民間の交流もさらに進んでいます。

さらに、地方分権が進展し、国の三位一体の改革が進められる中、少子・高齢化の進行、高度情報化社会の進展、行政需要の多様化・複雑化に伴い、これからの自治体には簡素で効率的な行政を確立するため、財政運営など地域の課題を地域で対応することのできる、専門的能力を持つ職員の配置、確保が必要となっています。

こうした背景のもと、玉穂町、田富町及び豊富村は、平成16年11月15日に各町村の議会の議決を経て、同19日に法定協議会を設立しました。

3町村の合併は、この地域のさらなる発展を目指すとともに、住民福祉の向上と、生き生きと暮らすことのできる地域を創る上で、有効な手段であります。

1. 合併の必要性

(1) 地方分権の進展

平成12年4月には、国と市町村の役割分担を明確にするとともに、地方自治体の自主性及び自律性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために地方分権一括法が施行されました。

今後、地方は地域住民と連携して自らの創意工夫で地方自治を行う必要があり、総合行政サービスを行う基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことが、これまで以上に期待されています。

そのため、基礎自治体はこれまで以上に自律性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有するとともに専門的な職員を含む人材の確保や育成等を通じて行政能力の向上を図っていかねばなりません。

このためには、従来の小規模な行政組織では限界があり、3町村の行政が一体となることにより、多様かつ高度な住民の要望にも対応できる体制をつくり質の高いきめ細かい住民サービスを提供できる行政組織を築いていく必要があります。

(2) 新たな都市軸の形成

玉穂町、田富町及び豊富村は近年の道路網の発達により利便性が向上し、地域の活性化が図られた地域であり、地域の東と北には中央高速道路のインターチェンジが設けられ、

国道140号の整備や新山梨環状道路の建設が進み、交通の要衝として今後も更に発展する可能性を秘めた地域といえます。

また、質の高い居住空間が整備された都市部と恵まれた自然環境が共生する地域であることから、豊かで健全な心身を育てることのできる地域づくりを進めることが期待されています。

このような中、甲府圏域の憩いの場を創出するとともに、良好な都市基盤整備を進め、県内の商工業の発展を担う地域としても期待されているところであります。

(3) 少子・高齢化社会への対応

この地域は平成16年4月1日の時点での高齢化率は14.1%と、県内で若い年代が多く住む地域といえます。(平成12年度の国勢調査による高齢化率は65歳以上が12.9%)。しかし、少子・高齢化はこの地域においても確実に今後進むものと予想されます。

高齢化の進行により、住民の需要がますます増大する中で、地域住民の福祉向上に対応した社会基盤整備や福祉政策の確立、財政基盤の確保など、自律した自治体の役割への期待が高まっているとともに、住民を主体とした施策展開などが必要となってきました。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、玉穂町、田富町及び豊富村の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、均衡ある発展と住民福祉の充実及び行政サービスの向上を図ろうとするものであり、合併後の新市の総合計画の基本となるものです。

(2) 計画の構成

本計画は、3町村の「新市将来構想」をもとに、将来指標の見通し、新市建設の基本方針、新市の将来像を実現するための主要施策や公共施設の統合整備、財政計画を中心として構成します。

なお、具体的な施策は、新市において策定する総合計画等において決定するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、長期的な視野に立ったものであり、平成27年(2015年)度までの10年間とします。

第2章 新市の概要

1. 位置と地勢

(1) 位置

新市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市、中道町に、北はJR身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は三珠町及び市川大門町に接しています。

釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられています。

平坦部は玉穂町、田富町の2町が笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、豊富村は山間部に広がる地域となっています。

(2) 面積

玉穂町が8.22km²、田富町が10.09km²、豊富村が13.50km²、合計31.81km²となります。

土地の利用状況は、平成15年で見ますと宅地が19.4%、農地が36.5%、山林が16.4%、その他27.7%と、農地の占める割合が高くなっています。

2. 人口と世帯

本地域（3町村）の平成12年度の国勢調査の人口は30,769人で、10年前の平成2年の国勢調査と比べますと18.9%の増となっています。

年齢別人口の構成比を見ますと、平成12年の国勢調査では年少人口（0歳～14歳）が18.0%、生産年齢人口（15歳～64歳）が69.1%、老年人口（65歳以上）が12.9%となっており、山梨県全体の年齢別構成比と比較すると15歳～64歳の人口の占める割合が高く、比較的若い年齢の多い地域といえます。

また、世帯数は、平成12年度の国勢調査では10,985世帯となっており、1世帯当たりの人員は、2.8人で、核家族化の進行が顕著にみられます。

人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯、%)

区 分	昭 和 55 年	昭 和 60 年	平 成 2 年	平 成 7 年	平 成 12 年
総人口	16,812	21,984	25,868	28,543	30,769
増加率		30.8	17.7	10.3	7.8
世帯数	4,402	6,475	8,111	9,644	10,985
一世帯当たりの人員	3.8	3.4	3.2	3.0	2.8

資料：国勢調査

年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区 分	昭 和 55 年	昭 和 60 年	平 成 2 年	平 成 7 年	平 成 12 年
総人口	16,812	21,984	25,868	28,543	30,769
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口0～14歳	4,266	5,462	5,844	5,654	5,531
(%)	25.4	24.8	22.6	19.8	18.0
生産年齢人口15～64歳	10,824	14,388	17,443	19,714	21,274
(%)	64.4	65.5	67.4	69.1	69.1
老年人口65歳以上	1,722	2,134	2,577	3,175	3,959
(%)	10.2	9.7	10.0	11.1	12.9
年齢不詳	0	0	4	0	5
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：国勢調査

産業者別就業者人口の推移

(単位：人)

区 分	昭 和 55 年	昭 和 60 年	平 成 2 年	平 成 7 年	平 成 12 年
就業者	8,429	10,997	13,215	15,042	16,451
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	2,469	2,188	1,721	1,468	1,436
(%)	29.3	19.9	13.0	9.8	8.7
第2次産業	2,563	3,852	5,057	5,816	6,251
(%)	30.4	35.0	38.3	38.7	38.0
第3次産業	3,388	4,931	6,419	7,753	8,738
(%)	40.2	44.9	48.6	51.5	53.1
分類不能	9	26	18	5	26
(%)	0.1	0.2	0.1	0.0	0.2

資料：国勢調査

第3章 主要指標の見通し

1. 人口

新市の人口は、自然増に加え、他地域からの人口流入による社会増と、合併による効果によって、平成27年に33,500人になることが推計されます。

国の総人口は、平成18年頃に増加のピークを迎え、以後は長期の減少過程に入るものと推計されていますが、新市においては、地理的条件や恵まれた居住環境、住宅地の造成等により、相当数の増加が見込まれるものと想定されます。

年齢別人口で見ますと、年少人口(0歳～14歳)については、約4,200人で構成比12.5%、生産年齢人口(15歳～64歳)については約24,000人で構成比71.7%、老年人口(65歳以上)は約5,300人で構成比は15.8%になるものと推計されます。

2. 世帯

平成27年における新市の世帯数については、人口と同様に増加が見込まれることから、目標人口を基礎に推計しますと、約13,600世帯と予想されますが、一世帯あたりの人員は2.5人まで減少することが予想されます。

3. 就業人口

就業人口については、人口と同様に増加傾向が続くものと推計されます。

このうち、第1次産業就業人口については、高齢化や後継者不足などにより平成27年には約1,000人に減少するものと想定されますが、第2次産業就業人口については、地理的条件に恵まれているため約8,000人に増加し、第3次産業就業人口についても、都市化の進行による需要の増大により、約11,900人に増加するものと予想されます。

人口及び世帯の見通し

(単位：人、世帯、%)

区 分		平成 12 年 (実績)	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総人口		30,769	31,400	32,200	33,500	
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14歳	5,531	5,100	4,700	4,200	
		18.0	16.2	14.6	12.5	
	生産年齢人口 15～64歳	21,274	21,900	22,700	24,000	
		69.1	69.8	70.5	71.7	
	老年人口 65歳以上	3,959	4,400	4,800	5,300	
		12.9	14.0	14.9	15.8	
	年齢不詳	5				
		0.0				
	就業人口		16,451	17,600	19,200	20,900
	第 1 次産業	1,436	1,300	1,100	1,000	
8.7		7.4	5.7	4.8		
第 2 次産業	6,251	6,700	7,500	8,000		
	38.0	38.1	39.1	38.3		
第 3 次産業	8,738	9,600	10,600	11,900		
	53.1	54.5	55.2	56.9		
分類不能	26					
	0.2					
世帯数		10,985	11,600	12,300	13,600	
1世帯あたり人員		2.8	2.7	2.6	2.5	

注) 人口推計については国勢調査の人口を基に、推計したものです。就業人口、世帯数については各町村の昭和55年から平成12年までの増減率を参考に推計しました。

第4章 新市建設の基本方針

1. まちづくりの基本理念と将来像

玉穂町、田富町及び豊富村の合併によって新しい市が誕生し、自治体としての体制は大きく変化し、権限も拡大します。

地域の課題と特性を踏まえ、新しい市が進むべき方向を整理すると、次の3つの基本理念が挙げられます。

(1) 自律した活力のある市の創造

自己決定、自己責任の基本的な原則の下、地域のことは地域で決めて実行する本格的な地方分権時代を迎えました。

住民に最も身近な市町村は、計画的に行財政改革を進め、一層効率的な行政経営基盤を確立する必要があります。

今後は、公共サービスを行政だけで提供していくことのみならず、専門性や効率性などの観点から、個人、NPO、ボランティア組織などの地域の活動主体と協働・連携して地域を担い、自律した活力ある市を構築していく必要があります。

(2) 自治力の確かな市の創造

住民サービスの維持、向上を図る観点から、地域が主体的に「自治の力」を発揮し、多様化する住民の要望に的確に対応していくことは、住み良いまちづくりの基本です。

このため、専門的な能力を備えた職員の養成や新しい行政課題に対応できる能力を高め、併せて安定した財政基盤を確立することにより、新市づくりに自らの責任で取り組み、自ら解決することができる自治力の確かな市を構築していく必要があります。

(3) 文化度の高い市の創造

これまで、3町村は、それぞれが独自の特色あるまちづくりに懸命に取り組み、発展してきました。今後もこうして築き上げられた基盤と特性を最大限に活かすとともに、一体化を進め、暮らしやすさや癒しの充実を図る必要があります。

この地域は、山梨大学を擁し、豊かな自然や歴史・文化にも恵まれていることから、こうした地域資源を活用し、文化の香り豊かな市を構築していく必要があります。

また、ふるさとの自然に触れ、地域を見つめ直す機会を通じて、この地域に生まれ、住み続けることの誇りを次世代にしっかりと継承していくことも大切です。

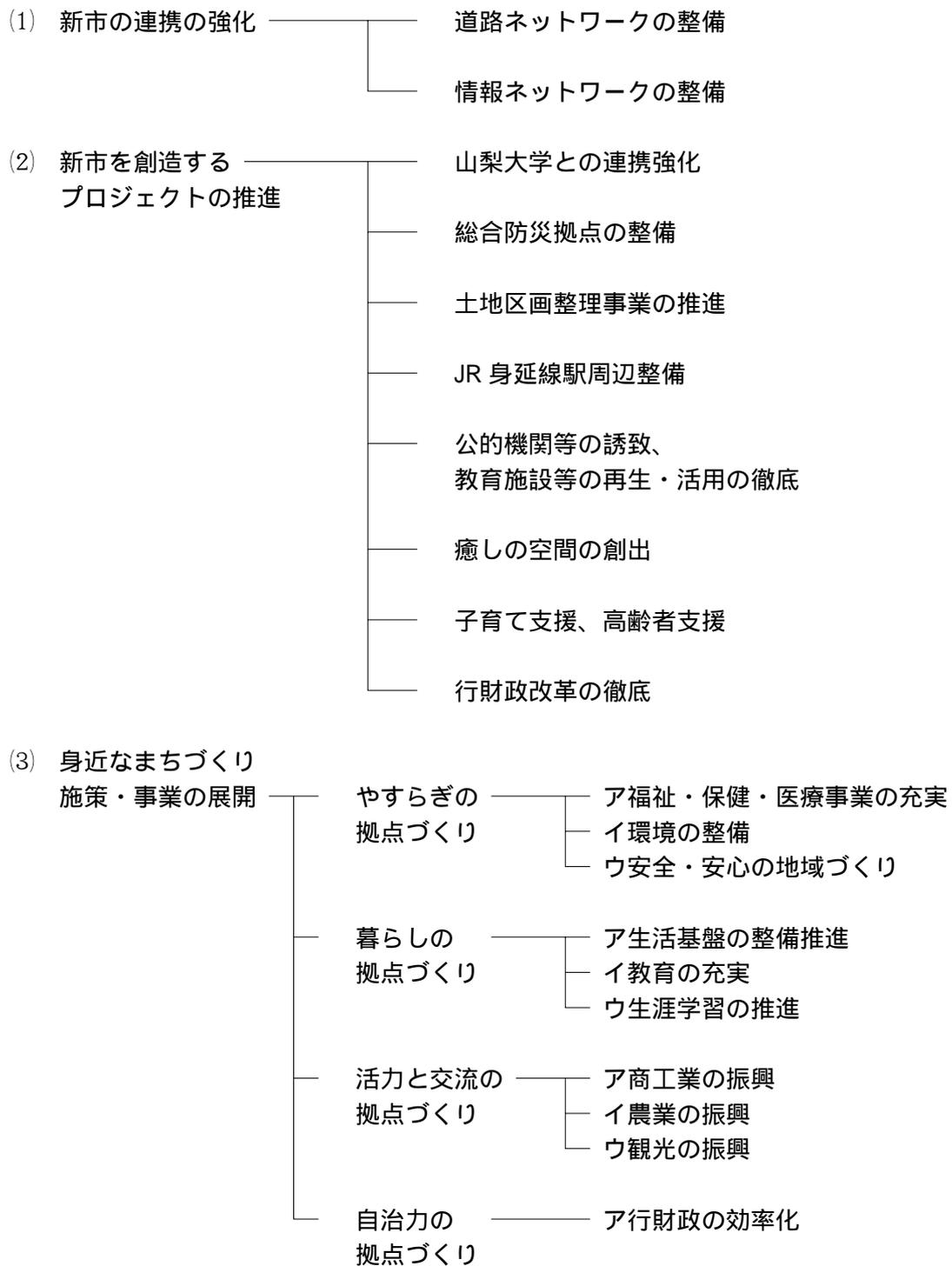
現在は、比較的若い世代から構成されていますが、今後高齢化が進行していきます。

このため、次代を担う子どもを安心して育み、少子・高齢化時代を生き抜く、きめ細かい福祉施策の展開や社会基盤の充実などを進めるとともに、生涯学習社会の構築を図り、市民が豊かに生きる文化度の高い市を構築していく必要があります。

この3つの基本理念を踏まえ、全ての市民が豊かで快適に生活できる新市建設を目指し、新市の将来像として「実り豊かな生活文化都市」を掲げます。

第5章 新市の施策

1. 施策の体系



2. 施策の方向と主な事業

◎ 新市づくりの施策

新市の将来像の実現のため、次の施策、プロジェクト及び事業の展開により新市づくりを実施していきます。

(1) 新市の連携の強化

道路網や通信網で新市を内外と結び、連携を強化することにより、市民サービスの向上や交流の増進を図ります。

道路ネットワークの整備

- ・農林道を含めた道路ネットワーク計画を策定するとともに、幹線道路の整備を促進します。
- ・新山梨環状道路との連携強化により、市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進します。

情報ネットワークの整備

- ・超高速情報通信網の確立など、高度情報通信社会に対応した基盤を整備するとともに地域内の情報基盤の整備を推進します。
- ・各公共施設間をネットワークで結び、電子自治体の構築を進め、ICカードや防災型統合地理情報システム(GIS)の活用により、多様化する市民ニーズに対応できる環境づくりを推進します。
- ・インターネット活用講座の開設など、市民がパソコン等の情報端末を使いこなせる環境づくりを推進します。
- ・休日、夜間の市民サービスの充実を図るため、電子自治体を推進し、電算システムの統合を進めるとともに、市民窓口サービスを充実します。
- ・市民参画によるまちづくりなどに情報ネットワークを活用していきます。

(2) 新市を創造するプロジェクトの推進

山梨大学との連携強化

山梨大学医学部を核とした学園都市の形成促進

- ・山梨大学医学部を中心とした、学園都市としてのまちづくりや交通の拠点整備を進めます。

山梨大学医学部、医療機関との連携強化

1 GIS

地理情報システムのことで地理的情報データを蓄積し、検索したり最短距離や面積などを求めたり、統計処理を行ったりすることが出来る。

- ・地域の医療機関と山梨大学医学部附属病院との連携による救急医療・小児救急医療・在宅医療体制の充実を図ります。

総合防災拠点の整備

総合防災拠点整備の強化

- ・災害に強いまちづくりを進め、地震・洪水等の災害時の避難場所として、総合防災公園や備蓄倉庫の整備を図ります。
- ・災害に備えた地図（ハザードマップ）を作成し、安全確保の取り組みを進めます。
- ・防災意識を高めるため、総合防災訓練を実施します。
- ・防災情報伝達機器の計画的整備や、非常備消防組織体制の強化を図ります。
- ・河川改修事業、急傾斜地崩壊対策事業など、必要な防災対策の強化を促進します。
- ・県道葎崎楯形豊富線の万年橋の架け替えを促進し、災害時における避難経路の確保を図ります。

土地区画整理事業の推進

土地区画整理事業の推進

新市の都市機能の基盤を形成するため、土地区画整理事業を推進し、計画的なまちづくりを進めます。

JR 身延線駅周辺整備

JR 身延線東花輪駅、小井川駅周辺の整備

駅前広場、駐車場、駐輪場の整備など駅周辺の整備や列車増便の促進など駅利用者の利便を向上させる取り組みを進め、新市の顔としての活用を図ります。

公的機関等の誘致、教育施設等の再生・活用の徹底

公的機関等の誘致

市内への公的機関等の誘致について、積極的に働きかけを行います。

教育施設等の再生・活用の徹底

市内の教育施設や市営住宅などの公共施設等の耐震化と再生・活用を、優先的に進めます。

2 ハザードマップ

大震災や河川が氾濫した場合にそなえて、住民が自主的に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所、避難経路などの情報を地図に明示すること。

癒しの空間の創出

自然環境活用事業等の推進

気軽に里山に親しむ機会を持つことができるよう、農村公園や遊歩道、農林道を整備します。

シルクの里公園周辺の整備

市民が気軽に里山に親しむことができる公園として整備を進めます。

都市河川、都市公園の整備

親水型の河川公園や、地域に身近な公園を整備し、潤いのある生活空間の創造による市民の憩いの環境づくりを進めます。

笛吹川河川公園の整備

笛吹川の河川敷に地域のシンボルとなり、市民が親しめる河川公園を整備します。また、釜無川左岸の自転車道（サイクリングロード）の整備を推進します。

子育て支援、高齢者支援

子育て支援の充実

- ・次世代育成支援計画を策定します。
- ・保育サービスの充実、子育て支援サークルの育成、相談体制の整備を図り、子育てネットワーク組織の基盤強化や、ファミリー・サポート・センターの設置を促進し、子育て家庭を支援します。
- ・延長保育、学童保育の時間延長を図ります。
- ・総合児童センターなどの子育て支援拠点を整備し、共働き家庭など昼間保護者がいない児童の健全な育成を図るための場を提供します。

高齢者の支援

- ・高齢者の知恵と経験をまちづくりに活用するとともに、高齢者が生きがいをもって暮らすことができるような取り組みを進めます。
- ・高齢者の子育ての経験を活かし、子どもと交流する機会を設けます。
- ・高齢者の体力づくり運動を進めます。

保育所のあり方、児童館の統合整備の検討

子育て家庭を総合的に支援する観点から、保育環境の向上や利用しやすい保育所のあり方、運営方法、児童館の適正配置等について検討を進めます。

幼保一体型施設整備の推進

就学前の子どもに幼児教育及び保育の機会を提供し、その成長を促す機能を有する総合施設の整備を進めます。

行財政改革の徹底

市民の視点からの組織・機構の確立

- ・市民の視点から行財政計画を策定し、組織や給与等の見直しを進めます。
- ・休日、夜間の市民窓口サービスを充実します。

市民から信頼される行政の推進

- ・新市職員の行政のプロとしての意識を高めるため、専門知識の修得、職員研修及び窓口サービスの充実のための取り組みを進めます。
- ・行財政改革を徹底し、効率的な行財政運営の展開により、市民に信頼される行政の確立に努めます。

市民自治の振興

- ・情報を公開し、市民と情報を共有し、行政の説明責任を徹底しながら参画と協働のまちづくりを進めます。

24時間リサイクルステーションの拡充

24時間リサイクルステーションの市内への拡充を図ります。

(3) 身近なまちづくり施策・事業の展開

やすらぎの拠点づくり

住民誰もが安心して暮らせる環境は、かけがえのない財産です。

乳幼児から高齢者まで、障害をもつ人や子育て中の家族など、すべての住民の安全、安心を確保する観点からまちづくりを進め、豊かな生活を享受し、癒しを実感できる地域環境を創造します。

ア 福祉・保健・医療事業の充実

福祉事務所の設置

県からの福祉事務所の権限の移管に伴い、地域福祉の充実・強化を図ります。

福祉の拠点整備の推進

超高齢社会の到来に伴う、新市における福祉サービスの需要増加に対応するため、既存福祉施設の拡充や改修による施設の有効活用はもちろん、障害者福祉施設、コミュニティセンターなど不足していると思われる福祉施設の建設・整備のほか、総合会館等耐震改修未整備施設においては、耐震大規模改修などを行い、福祉拠点の充実に多角的に図ります。

地域包括支援センター（仮称）の建設

現在国で検討中の「総合的な介護予防システムの確立」や「ケアマネジメントの体系的な見直し」を踏まえ、地域福祉における総合的なマネジメントを担う地域包括支援センターを設置します。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直し

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行い、高度化する福祉需要に迅速に対応できる体制を整えます。

総合的な保健・医療福祉・介護サービス体制の確立

- ・医療福祉、介護サービスが一体となって、地域医療、地域福祉を総合的に支える体制の整備を図ります。
- ・乳幼児、小学生、高齢者の医療費の軽減について検討を進めます。

地域福祉、高齢者福祉の充実

- ・福祉団体、ボランティア団体等と連携し、多様な福祉需要に対応できる人材の確保に努めます。
- ・市民参加型の福祉活動を推進し、支え合いによる地域福祉を実践します。
- ・高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、活動の場の確保を図ります。

地域のみんで支え合う、人にやさしいまちづくりの推進

- ・すべての市民が地域のふれあい、支え合いの中で健康に暮らせるよう、相談体制や各種検診を充実します。
- ・障害をもつ人や高齢者が安心して充実した生活を送ることができるよう、介護予防、地域密着型のサービスの充実を図り、地域全体で支えるまちづくりを目指します。
- ・女性と男性が、その個性と能力を活かして等しく社会に参加できるよう男女共同参画の取り組みを進めます。
- ・バリアフリー³、ユニバーサルデザイン⁴によるまちづくりを進めます。

【主な施策・事業】

福祉事務所の設置

福祉拠点施設の整備

総合児童センターの整備

放課後児童健全育成施設の整備

次世代育成支援施設の整備

児童福祉施設の整備

児童福祉事業の推進

地域包括支援センター（仮称）の設置

3 バリアフリー

高齢者、身体障害者等が安心して暮らせる環境を作ること。具体的には製品から建築物、都市環境にいたるまで障害になるものを取り除こうとする考え方。

4 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、出来るだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

心身障害者相談事業の推進
障害者福祉事業の推進
国民健康保険事業の適切な運営
コミュニティセンターの改修
福祉センターの改修
社会福祉協議会支援事業の推進
ボランティア活動の推進
健康づくり推進事業（健やか山梨21推進事業）
みんなで支える地域福祉推進事業
ふれあい福祉システム推進事業
ひとり親支援事業の推進
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
高齢者福祉事業の推進
地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの設置の推進
幼稚園、保育所を一元化した総合施設の設置
保育所整備事業の推進
基幹型在宅介護支援センターの整備
在宅福祉事業の推進
診療所の整備推進
高齢者保健福祉計画の策定
介護保険事業計画の策定
保健センターの整備推進
保健事業の推進
予防接種、結核、感染症予防事業の充実
山梨大学医学部との連携強化の促進
乳幼児・小学生・高齢者医療費の軽減の検討

等

イ 環境の整備

循環型社会の確立

- ・家庭や事業所から排出されるごみの分別と減量化を推進します。
- ・太陽光、水力、バイオマス等大気を汚染しないエネルギーの活用促進に努めます。
- ・子どもたちが環境について学ぶ取り組みを進めます。
- ・公用車として低公害車を導入し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

リサイクル意識の醸成とごみの減量化、再資源化の推進

家庭用生ごみと下水道汚泥を融合処理するシステムの導入により、コンポスト化への取り組みを行い、有機肥料として活用しながら、ごみの減量化、再資源化などを推進します。

森林活用計画の策定

市民が森林に親しみ、森林を保全・活用するための森林活用計画を策定し、市民の森づくりを推進します。

バイオマスエネルギー⁵の活用の検討

バイオマスエネルギーを活用した温泉・プール施設などの整備を検討します。

耕畜連携事業の推進

耕種農家と畜産農家が連携し、堆肥舎からほ場へ良質な堆肥を提供し、野菜栽培等に活用します。

【主な施策・事業】

ごみの減量化、資源の再利用化の推進
森林活用計画の策定
林道改良事業の推進
バイオマスエネルギーを活用した施設の整備
リサイクルステーションの拡充
耕畜連携による環境保全型農業の推進
し尿処理の充実
一般廃棄物収集事業
資源物収集事業
環境美化の推進
花いっぱい運動の推進

等

ウ 安全・安心の地域づくり

防犯・防災体制の強化

- ・安心して暮らせる環境づくりのため、自主的な防犯・防災体制組織の確立を地域全体で進めます。
- ・幹線道路や生活道路に街路灯・防犯灯を設置します。

防災行政無線の整備推進

防災情報伝達機器のデジタル化などを計画的に推進します。

5 バイオマスエネルギー

生物資源または生物由来の資源エネルギーで化石エネルギーに比べて、運転コストやエネルギー効率などの課題が残るが、循環型社会の定着へ、その貢献が期待されている。

耐震診断の実施

災害に強い新市づくりを推進していくため、個人住宅等の耐震診断を実施します。

耐震性防火水槽（飲料水用）設置の推進

耐震性防火水槽（飲料水用）の設置を進めます。

消防車両等の整備推進

消防車両等必要な装備の計画的な整備を推進します。

交通安全対策の推進

交通事故のない地域社会を目指して、街頭指導などを含めた総合的な交通安全対策や安全な道路環境の整備に努めます。

消費者対策の推進

- ・消費者の自立を支援するため、啓発活動を推進します。
- ・消費者の苦情が、適切かつ迅速に処理されるよう、相談体制の充実に努めます。

【主な施策・事業】

街路灯・防犯灯設置事業の推進

交通安全施設の整備推進

防災行政無線デジタル化の推進

耐震性防火水槽（飲料水用）設置事業の推進

消防車両等の整備推進

等

暮らしの拠点づくり

住み慣れた地域で、生活を楽しみ、生き生きと暮らすことができる環境は、かけがえのない財産です。誇りを持って、自分らしい生き方と暮らし方ができる市を創ります。

ア 生活基盤の整備推進

道路・交通機関の利便性の向上

- ・生活道路の整備を推進し、地域内道路の連絡を充実します。
- ・JR 身延線の各駅、山梨大学、商業施設、公共施設など、地域内を循環するコミュニティバス、コミュニティタクシー⁶の導入を検討します。

上下水道、案内板、街路灯など暮らしの基盤の整備推進

- ・上下水道等の整備を進め、全域完備を目指します。
- ・わかりやすい、統一した案内板づくりを進めます。
- ・地域環境に調和した街路灯の整備を進めます。

住環境等の整備推進

- ・高齢者や障害をもつ人にやさしい住宅づくりと若い世代が使いやすい住宅づくりを進めます。
- ・景観形成計画などまちづくりのルールを定め、美しい景観づくりを進めます。
- ・魅力ある市街地の形成に努め、快適な生活環境空間を創造します。

市営住宅建て替え事業の推進

老朽化が著しい公営住宅の建て替えを行い、住環境の充実に努めます。

【主な施策・事業】

生活道路及び街区連絡道路の整備推進

新山梨環状道路、古府中環状浅原橋線の整備促進

交通体系の整備（コミュニティバス等の運行）

新市を結ぶ道路ネットワークの構築

市内水路新設・改良

上水道事業、簡易水道事業の推進

公共下水道事業、農業集落排水事業の推進

土地区画整理事業の推進

市営住宅建て替えの推進

JR 身延線東花輪駅、小井川駅周辺整備の促進

6 コミュニティーバス・タクシー

需要が小規模で採算が取れないため、従来の路線バスではカバーしきれない地域や、交通空白地域で運行されているバスやタクシー。

公共サイン⁷の整備推進
住宅団地整備の促進
公園・緑地整備の推進
国土利用計画（市計画）の策定
地籍調査事業の推進
県住宅供給公社の分譲と合わせた市営住宅の整備推進

等

イ 教育の充実

未来を担う人材の育成

- ・国際化やIT化の進展に対応した教育内容の充実を図り、一人ひとりの個性を伸ばします。
- ・この地域に生まれ、育つことに自信と誇りが持てる教育を行います。
- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校が連携し、教育ボランティアなどの活用により、地域で子どもを育みます。

義務教育施設の整備推進

校舎やプールなど、義務教育施設の計画的な新增改築等を行い、学習環境の向上を図ります。

学校給食共同調理場の整備推進

新市における学校給食のあり方を検討するとともに、地域内の学校給食を賄う共同調理場の整備を推進します。

学校間ネットワーク整備による連携・学校間交流事業の推進

小中学校間を情報ネットワークで結び、双方向による授業や様々な催し物など、学校間を結び取り組みを進めます。

新市を知る社会科副読本の作成

社会科副読本を作成し、子どもたちがふるさとを学び、愛する心を育てます。

【主な施策・事業】

学校IT化事業の推進
義務教育施設整備の推進
地域社会教育活動総合事業の推進

7 公共サイン

市民及び来街者が目的地に安全かつ円滑に移動できるように、標識や案内板などの「サイン」の配置やそのデザインの統一化を図ること。

学校間交流事業の推進
少人数学級等実現の推進
社会教育環境整備事業の推進
青少年育成事業の推進
新市社会科副読本の作成

等

ウ 生涯学習の推進

地域の特性を活かした生涯学習の推進

- ・山梨大学等との連携により、市民の生涯学習への主体的な取り組みを支援します。
- ・年齢や体力などに応じて、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図り、元気なまちを創ります。

生涯学習や文化創造拠点の整備

- ・子どもから高齢者までの各世代が、生涯にわたって自発的な学びの機会を持てるよう、拠点施設を整備します。
- ・地域の歴史や文化を大切に継承するとともに、芸術文化の鑑賞機会や参加・発表の機会の充実を図ります。

総合運動公園の整備

市民が気軽にスポーツに親しみ、健康維持や体力づくりができるよう、総合運動公園を整備します。

【主な施策・事業】

総合型地域スポーツクラブの育成推進
生涯学習、文化創造拠点の整備推進
伝統文化芸能保存育成事業の推進
市民芸術祭の開催
歴史資料収集事業の推進
総合運動公園の整備推進
図書館ネットワークの一元化の確立
社会体育施設整備の推進
社会体育事業の推進
自然博物館（エコミュージアム）の整備推進
社会教育施設整備の推進
地域まつりの充実

等

活力と交流の拠点づくり

県の中央南部に位置する立地条件や商工業集積の実績を活かし、新たな起業支援などによる力強い産業の振興を目指すとともに、地域の特性を活かした近代的な農業経営や都市・農村交流による高収益農業の展開を促進します。

ア 商工業の振興

多様な商業・サービス業の振興

- ・大型店と中小小売店が共存する新市全体の商業振興を促進します。
- ・地域の商店街については、地元商工会と連携して、経営指導やまちづくりの視点からの取り組みを進め、地域コミュニティの核として振興を図ります。
- ・ユニバーサルデザインの普及を促進し、地域に根ざした、人々が集い楽しめる商業空間づくりを支援します。

地域の特性を活かした産業の集積・起業の促進

- ・異業種企業間の交流や山梨大学との産学連携による産業の活性化を促進します。
- ・産業立地環境をより一層魅力あるものとするため、情報通信基盤や交通基盤の整備を進めます。
- ・産業、技術支援のための各種組織との連携強化を図り、既存産業の経営安定化を支援するとともに、新たな分野への企業の進出を促進します。

地域通貨の導入

商店街の活性化を図り、地域の様々な課題に対し、市民が協力して向き合う活動を支え、地域の活力を引き出すため、地域通貨の導入を検討します。

【主な施策・事業】

商店街活性化支援対策の促進
ユニバーサルデザインに基づく商業空間づくりの支援
産学連携による産業活性化の促進
情報通信基盤、交通基盤の整備推進
既存産業の経営安定化の支援
地域通貨の導入の検討

等

イ 農業の振興

地域に根ざした農業の振興

- ・ 農業振興地域整備計画を策定し、地域水田農業ビジョンを確立するなど計画的な土地利用による農業の振興を図ります。
- ・ 農畜産物のブランド化、高収益化、加工・直売施設の充実を図ります。
- ・ 遊休農地を市民農園として活用するとともに、農作業体験の拡充や農畜産物加工体験施設の整備を図ります。
- ・ 農道の整備や農業用排水路の整備等の農業農村整備事業を推進します。

農業を支える体制づくりの促進

- ・ 農業生産法人の設立を支援し、農業の担い手が安心して就農できる新しい農業形態の確立を促進します。
- ・ 農業振興公社の業務を拡充し、新市の農業振興を推進する組織として活用します。

新規就農団地・滞在型農業体験施設の整備

新規就農者の定住団地を整備するとともに、地域内に短期間滞在して農業体験ができる宿泊施設を整備し、都市部の市民の農業への関わり合いを広げるとともに、農業の起業環境の整備を進めます。

地産地消の推進

- ・ 食の安全・安心を目指した取り組みを進め、地域で収穫した農畜産物、加工品を直接販売する施設の充実を図ります。
- ・ 学校給食に地元産品を積極的に活用するとともに、市内の施設で地元産物を味わうことができる地産地消運動を推進します。

道の駅の整備

道の駅を整備拡充し、地域で収穫された農産物等の販売スペースを確保するとともに、周辺を観光と商業集積の拠点として整備します。

【主な施策・事業】

耕畜連携事業の推進

遊休農地の市民農園（クラインガルテン⁸）への活用の推進

農業生産基盤の整備推進

笛吹川畑地かんがい用水の他目的利用の推進

水田農業構造改革対策の促進

8 クラインガルテン

市町村などの自治体や組合などが休閑地を区画して、野菜や花作りの場として住民に提供する家庭用農園のこと。

農村環境整備の推進

(財)シルクの里振興公社の組織・事業の拡充

(財)シルクの里振興公社委託事業の推進

道の駅の整備拡充の推進

等

ウ 観光の振興

観光基本計画の策定

新市の観光戦略として観光基本計画を策定し、観光による地域の活性化を推進します。

道の駅とよとみ周辺の整備

道の駅とよとみを拡充し、地域で収穫された農産物等の販売スペースを確保するとともに、周辺を観光及び商業集積の拠点として整備します。

【主な施策・事業】

観光基本計画の策定

道の駅とよとみの拡充及び周辺の整備の推進

シルクの里公園及び林道周辺整備

等

自治力の拠点づくり

多様化する住民の要望に的確に対応するため、総合的な施策の展開を図り、専門職員の育成による行政能力の向上を進めます。

ア 行財政の効率化

市民主体の行政に徹した取り組みの推進

効率的で効果的な事業を行うための政策評価システムの導入と目標管理による業務の執行により、総合的な施策の展開を進め、市民の意見提出制度、情報公開制度などを活用し、市民主体の行政を進めます。

女性委員の登用

各種行政委員等に女性を積極的に登用します。

公共施設の管理運営の見直し

公共施設の運営について、民間企業やNPO（特定非営利活動法人）などによる指定管理者制度の導入を検討し、市民誰もが使いやすい体制を確立します。

コンビニ収納の導入

コンビニエンスストアにおいて、市税を納められるよう検討を進めます。

職員研修、職員交流の充実

職員研修を充実するとともに、他の機関等との職員交流を実施し、職員の資質向上に努めます。

高度情報通信社会の中で、情報基盤を整備することにより、行政サービスの向上と効率化を図ります。

【主な施策・事業】

パブリックコメント制度⁹の導入

公共施設の管理運営の見直し

コンビニ収納事務の導入の検討

職員研修、職員交流の充実

情報ネットワークの整備推進

等

9 パブリックコメント制度

行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者から意見や情報を求める機会を設け、こうした意見を考慮して最終的な意思決定を行うこと。

第6章 新市における山梨県事業の推進

1. 山梨県の役割

新市においては道路ネットワーク等の都市基盤の整備や強化を図るとともに、地域の特色を活かしたまちづくりを計画的に進めることが重要になっています。

山梨県は新市と連携を図りながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組むとともに、市町村合併支援特例交付金制度の活用により、新市のまちづくりを支援していきます。

2. 新市における山梨県事業

(1) 道路網の整備

新市の交通基盤としては、新山梨環状道路、古府中環状浅原橋線など広域基幹道路網や、新市全体を結ぶ道路、災害時の避難道路や観光周遊道路の役割を持つ県道等の幹線道路網の整備を推進します。

(2) 河川の整備

鎌田川の改修を始め、主要な河川において、河川改修の整備を促進し、河川の氾濫による水害等から地域を守るための治山・治水機能を強化するとともに、水と親しみ安心してつきあうことのできる河川空間の整備を進めます。

(3) 公園の整備

新市との連携の中で住民の交流や憩いの場、自然とふれ合うことのできる公園の整備を進めるとともに、災害時における避難場所としての防災拠点として整備の充実を推進します。

(4) 下水道の整備

市民の快適な生活環境を確立するとともに、公衆衛生の向上を図り、併せて、河川等の公共水域の水質を保全するため、釜無川流域下水道の整備推進を図るほか、地域の特性に応じた、農業集落排水施設の充実等生活排水処理対策を推進します。

(5) 住環境の整備

既設の住宅団地の再生については、新市と協議を行うなかで、ユニバーサルデザインにより全ての人に配慮するとともに、多様なニーズに対応した住宅の計画的整備を検討します。

(6) 産業の創出と企業の誘致

産学官の連携による研究開発を推進し、新市と連携のもと、頭脳産業の集積拠点である山梨ビジネスパークへ先端技術産業等の企業誘致を進めます。

(7) 商工業の振興

活力ある地域経済の実現を図るため、個性豊かな商店街づくりや、中小企業の新たな事業展開、経営革新などへの取り組み、技術の高度化などを支援するとともに、新規産業の育成に努め、魅力ある地域産業の振興を促進します。

また、地域コミュニティの核として、商店街を中心とした商業の振興を進めます。

(8) 農林業の推進

新市の特色や地域資源を活かし、都市共生型農業のさらなる振興を図り、魅力あふれる田園空間づくりや、ほ場整備・農道・農業用排水路施設等の生産基盤を整備するため、地域環境整備事業や中山間地域総合整備事業、畑地帯総合整備事業等を推進し、併せて後継者育成や新規就農者への支援対策の充実・強化を図り、農業の健全な発展と活性化を進めます。

また、森林の多目的な機能の増進を図るため、林道や森林の整備を進めます。

第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の整備と運営を進める必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の実情などに十分配慮して逐次検討を行っていきます。

その際、地域の特殊性を考慮するとともに、交通・情報通信網といった基盤整備状況等を踏まえ、利便性のバランスが保たれるよう配慮することとします。

さらに、新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえる中で、事業の効果や効率について十分検討するとともに、既存の公共施設を可能な限り有効活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、旧玉穂町役場、旧田富町役場及び旧豊富村役場は、既存施設の有効活用の観点から、当分の間は、機能を分散した分庁舎として活用し、新市の事務所は暫定的に旧田富町役場におくこととします。

新たな庁舎建設については交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で新市の中心部に建設します。

また、合併前の3町村の役場庁舎については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所機能を有する施設として存続させ、必要に応じて組織機構の改革や施設の改修を行いながら、行政ネットワークの強化等を図っていくとともに、他の公共的施設との複合的な利用を図っていくものとします。

第8章 財政計画

新市における財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間について歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで算定しています。

1. 歳入

(1) 地方税

地方税については、基本的にこれまでどおりの歳入を見込んでいます。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、過去の実績等により算定しています。

(3) 交付金

利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、過去の実績等により算定しています。

(4) 地方交付税

普通交付税については合併に伴う特例（合併算定替）により算定し、合併補正、合併特例債及び臨時財政対策債償還分に係る交付税措置等を見込んでいます。

(5) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

(6) 使用料・手数料

使用料・手数料については、過去の実績等により算定しています。

(7) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績等により算定するとともに、合併にかかる財政支援（合併支援特例交付金）を見込んでいます。

(8) 繰入金

繰入金については、過去の実績等により算定しています。

(9) 繰越金

繰越金については、各年度の剰余金を見込んでいます。

(10) 地方債

地方債については、過去の実績等により算定するとともに、臨時財政対策債及び合併特例債の発行を見込んでいます。

(11) その他

財産収入、寄附金、諸収入については過去の実績等により見込んでいます。

(単位：百万円)

歳入

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
地方税	4,372	4,421	4,485	4,570	4,660	4,719	4,733	4,737	4,740	4,743	46,180
地方譲与税	231	234	236	238	240	241	242	242	243	245	2,392
利子割交付金	36	36	36	36	36	37	37	37	37	37	365
地方消費税交付金	302	304	305	307	308	310	311	313	315	316	3,091
自動車取得税交付金	88	88	89	89	89	90	90	90	90	90	893
地方特例交付金	117	118	118	119	119	120	121	122	123	124	1,201
地方交付税	1,921	1,757	1,681	1,521	1,650	1,796	2,030	2,228	2,352	2,476	19,412
交通安全対策特別交付金	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	65
分担金及び負担金	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	490
使用料・手数料	260	260	259	257	257	257	257	257	257	257	2,578
国庫支出金	1,454	1,950	1,975	1,600	1,812	2,098	1,632	863	668	650	14,702
県支支出金	649	550	488	541	360	224	223	210	223	212	3,680
財産収入	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
寄附金	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
繰入金	144	196	171	155	131	110	105	100	95	90	1,297
繰越金	398	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,548
諸収入	70	69	69	68	68	67	67	67	67	67	679
地方債	2,186	3,171	3,171	2,604	1,619	1,619	881	881	881	881	17,894
合計	12,293	13,569	13,498	12,520	11,764	12,104	11,145	10,563	10,507	10,604	118,567

2. 歳出

(1) 人件費

人件費については、合併に伴う特別職等の減員、議員の減員及び合併後の退職者の補充の抑制など平準化に伴う一般職の職員数の減少を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については過去の実績等により算定し、合併に伴う経費節減を見込んでいます。

(3) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績等により算定しています。

(4) 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定し、高齢化の進行に伴う経費増を見込んでいます。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、過去の実績等による算定に加え、新市建設計画に基づく合併特例事業分を見込んでいます。

(7) 公債費

公債費については、合併前に借り入れた地方債に係る償還予定額に、合併後の新市建設計画事業等による合併特例債の新たな償還見込額を加えて算定しています。

(8) 積立金

積立金については、過去の実績等により算定するとともに、合併特例債を充てることの出来る「合併市町村振興基金」への基金積み立て等を見込んでいます。

(9) 繰出金

繰出金については、過去の実績等により算定しています。

(10) その他

災害復旧費、投資及び出資金、貸付金については過去の実績等により算定しています。

(單位：百萬元)

歲 出

區 分	平 成 18 年 度	平 成 19 年 度	平 成 20 年 度	平 成 21 年 度	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	成 計
人 件 費	1,905	1,848	1,848	1,848	1,848	1,841	1,834	1,827	1,820	1,814	18,433
物 件 費	1,963	1,922	1,882	1,843	1,805	1,768	1,731	1,695	1,660	1,626	17,895
維 持 補 修 費	34	34	35	35	35	35	35	35	35	35	348
扶 助 費	584	588	592	596	600	604	608	612	616	620	6,020
補 助 費 等	1,385	1,384	1,386	1,387	1,389	1,391	1,393	1,395	1,397	1,399	13,906
普 通 建 設 事 業 費	2,984	4,427	4,123	3,849	2,912	3,035	1,908	1,168	1,114	1,198	26,718
災 害 復 旧 費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
公 債 費	1,198	1,138	1,401	1,349	1,560	1,813	2,017	2,210	2,242	2,287	17,215
積 立 金	600	600	600	0	0	0	0	0	0	0	1,800
投 資 及 び 出 資 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
貸 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 出 金	1,279	1,267	1,270	1,252	1,254	1,256	1,258	1,260	1,262	1,264	12,622
合 計	11,943	13,219	13,148	12,170	11,414	11,754	10,795	10,213	10,157	10,254	115,067

